

なんば広場防犯カメラ管理規程（案）

1 目的

この規程は、なんば広場に設置される防犯カメラについて、不適正利用の有無の確認、なんば広場周辺エリアのにぎわい創出に向けた検討及び安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与することと併せ、当該カメラの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置及び運用について定める。

2 設置者及び管理責任者

(1) 設置者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（法人名・代表者名を記載）

(2) 管理責任者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（法人名・管理責任者名を記載）

（連絡先：電話〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇）

3 設置場所及び設置台数

(1) 防犯カメラ 6台 中央区難波5丁目地先（なんば広場）（別図のとおり）

(2) 録画装置、モニター 一式 〇〇区〇〇×丁目×番地×号（別図のとおり）

4 設置表示及び管理方法

(1) 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」「設置者名」を記載したプレート等を設置する。

(2) 設置者及び管理責任者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。また、設置者及び管理責任者が必要であると判断する場合には、防犯カメラ、モニターの操作及び画像の取扱いを行う担当者を指定することができる。

5 画像データの保管と廃棄

(1) 画像は、撮影時のまま保管し、加工はしない。

(2) モニターや画像の録画装置及び記録した媒体は、施錠のできる事務室内及び保管庫内に保管する。

(3) 撮影された画像の保管期間は、概ね〇日間とし、保管期間終了後は廃棄する。

6 画像の利用制限

(1) 画像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。

(2) 画像は、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。

ア 法令に基づく請求があった場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

(ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。)

- ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合
- エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

7 撮影された映像の利用

管理責任者は、カメラにより撮影録画された映像データについて、識別性の有無により次のとおり区別を設けて取り扱うものとする。

- (1) 映像データ カメラにより撮影された映像情報そのもの。個人情報に該当する可能性がある
- (2) 分析データ 映像データにAI 解析システム(形状認識技術等)により加工を加えた識別性を欠くもの。個人情報に該当しないことを前提とする。

2 管理責任者は、前条の(1)の目的を実現するために映像データを使用するものとし、同(2)の目的を実現するために分析データを使用するものとする。その使用方法、条件等の詳細は、別途定めるものとする。

8 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

(附則)

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。